

名張市男女共同参画基本計画

2025(令和7)年度
実施計画について

2025(令和7)年 10月
名張市

はじめに

本市では、2006(平成18)年4月に名張市男女共同参画推進条例を施行しました。条例の理念に基づき、男女共同参画を計画的かつ効果的に推進するため、現状と課題を踏まえた施策の概要を明らかにした「名張市男女共同参画基本計画」を2007(平成19)年3月に、「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」を2017(平成29)年3月に策定し、2022(令和4)年3月に計画の中間見直しを行いました。

計画に位置付けられた具体的施策について、進行状況を確認するため、毎年実施状況等の点検、確認をして評価を行っています。

この報告書は、令和7年度の計画及び評価について取りまとめたものです。計画・評価を基に各室は取組の改善を図り、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

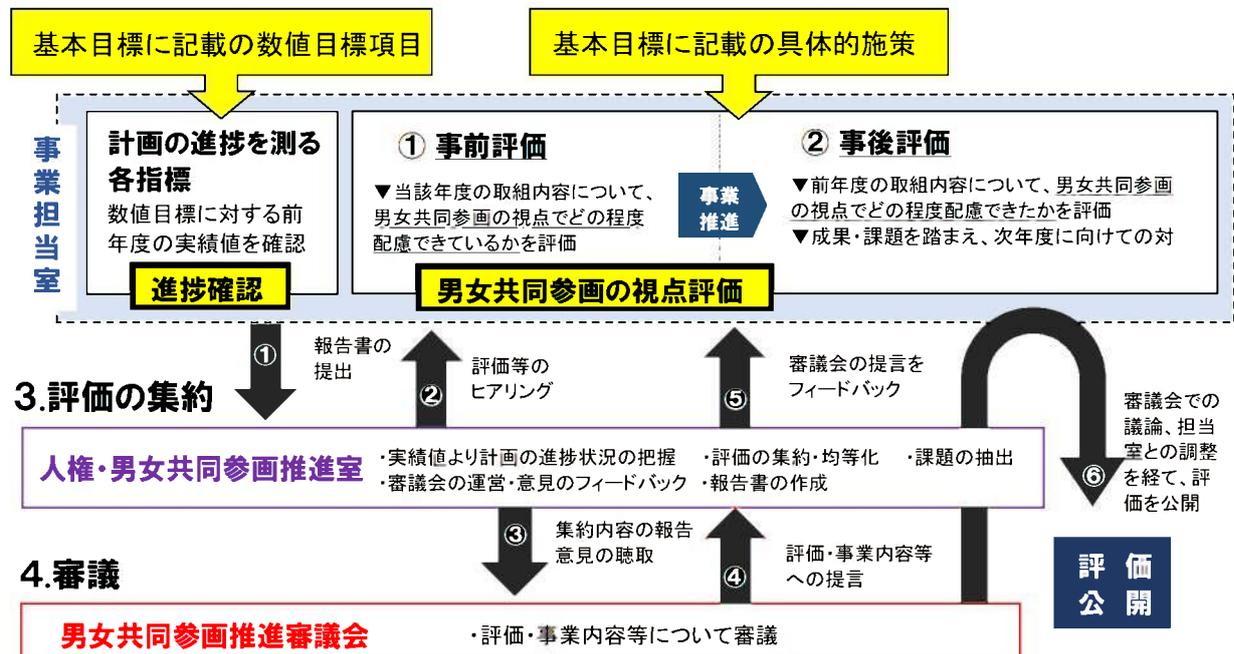
【 目 次 】

- 運行管理・評価の流れ・評価書の見方 1
- 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立 2～6
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・ 7～13
- 基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援 14～22
- 基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり・・・ 23～30

進行管理・評価の流れ

1. 数値目標の達成状況確認

2. 具体的施策の評価分析



評価書の見方 (具体的施策の評価分析)

① 事前評価 事業実施前に、「事前評価」を事業担当室が確認します。

具体的施策 (項目)	担当室	事前評価		視点評価 個別評価
		事業計画	取組計画	
1 市広報、ホームページなどのメディアを通じた意識啓発	人権・男女共同参画推進室	広報なほりでの特集記事掲載や市ホームページ、市内掲示板、FMラジオなど、あらゆるメディアを通じて、意識啓発を行います。	広報なほりや市ホームページ、FMラジオなどを活用して、意識啓発を行います。	① A
				② A
				③ A

◎ 計画に記載されている具体的施策と番号、担当室、施策の内容

◎ 当該年度の取組内容

◎ 男女共同参画の視点を取組計画の中で、①・②・③の視点ごとに、どの程度配慮できているのかを、配点A/B/Cのいずれかで評価します (事前・事後評価共通)

A: 十分配慮している B: 配慮できていないところがある
C: 全く配慮できていない ※「—」: 事業内容が具体化できていない

※当該事業を実施する際、男女共同参画の視点をどの程度配慮しているかを評価したもので、**個別の事業の進捗状況を示したものではありません。**
※評価B・Cの場合は、配慮できていない点を明記しています。

- 3つの視点で評価**
- ① 企画**
性別にかかわらず、事業効果が期待できる事業内容としているか
【具体例】
▼事業の企画・立案・実施の各段階で、男女共同参画の視点が及ぶよう配慮しているか。
▼合理的な理由なく、性別により、事業への参加・利用制限をしていないか。
▼性別により特別な配慮(開催時間帯、曜日、託児等)が必要であれば、適正に配慮しているか。
- ② ジェンダー指標**
ジェンダー(慣習や意識等に基づく社会的性差)にかかわらず、事業参加やサービス利用ができるよう配慮しているか
【具体例】
▼慣習や意識等により、女性(男性)の参加(参画)・利用が少ない(しにくい)と考えられる場合、女性(男性)の参加(参画)・利用を促すための配慮(取組み)をしているか。
▼従来、女性(男性)の参画が少ない分野・テーマと考えられる場合、女性(男性)の参画や活躍を促すための配慮(取組み)をしているか。
- ③ 表現**
事業やサービスの広報や啓発、実施において性別に配慮した表現や対応になっているか
【具体例】
▼広報や啓発、事業実施の際に、性別に基づく固定概念に捉われた表現(イラストや言葉、文章など)を使用していないか。
▼合理的な理由なく、性別により、広報や啓発の対象を限定していないか。

基本目標 I 男女共同参画意識の確立

〈数値目標〉

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021 (R3)	目標値 2026 (R8)	担当室
男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	76.1%	81%	90%	人権・男女共同参画推進室
男女共同参画講座等学習機会の提供回数【延べ値】	—	80回	160回	人権・男女共同参画推進室
「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.2% 条例:19.9%	宣言:20% 条例:30%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第2次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			施策の内容	事業計画		視点評価
				取組計画	個別評価	
1	市広報、ホームページなどのメディアを通じた意識啓発	人権・男女共同参画推進室	広報なばりでの特集記事掲載や市ホームページ、庁内掲示板、FMラジオなど、あらゆるメディアを通じて、意識啓発を行います。	広報なばりや市ホームページ、公式LINEなどを活用して意識啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
2	市民や市民活動団体などの協働による意識啓発	人権・男女共同参画推進室	市民や市民活動団体などと協働・連携して、男女共同参画行事やフォーラムの開催など啓発を行います。	・6月の男女共同参画週間の期間中に、市職員や、市民活動団体と連携して街頭啓発を行います。	①	A
				・女性ロールモデル紹介事業などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図ります。	②	A
					③	A
3	「男女共同参画を考える日」を活用した意識啓発	人権・男女共同参画推進室	性別による固定的な役割分担意識や社会制度・慣行の見直しなどのため、毎月22日の「男女共同参画について考える日」を活用して、啓発メッセージを発信します。	毎月22日の「男女共同参画を考える日」に、男女共同参画に関する情報の提供や意識啓発についての記事を庁内掲示板等に掲載し、市職員への啓発を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
4	男女共同参画センターでの情報発信、意識啓発	人権・男女共同参画推進室	男女共同参画センターを事業推進の拠点として、学習・交流・相談などの場を提供するとともに、情報収集や「参画つうしん」などの情報提供による意識啓発を行います。	・男女共同参画センターの来館者に情報発信します。	①	A
				・男女共同参画センターで女性相談、女性弁護士相談、男性相談、メンタルヘルス相談を実施します。	②	A
				・女性ロールモデル紹介事業などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図ります。 ・地域で活躍する女性紹介冊子を広く配布します。	③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
5	市民、市民活動団体や地域への意識啓発	人権・男女共同参画推進室	男女共同参画に関するイベントや出前トークの開催などを通じて、市民や市民活動団体、地域への意識啓発を行います。	男女共同参画フォーラム等のイベントや出前トークを実施します。	①	A
					②	A
					③	A
6	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」などへの支援や連携による啓発	人権・男女共同参画推進室	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」や地域づくり組織などへの支援や連携により、市民への意識啓発を行います。	・市民団体や地域づくり組織と連携した新たな啓発事業を検討します。 ・女性ロールモデル紹介事業などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
7	市民活動団体などへの情報発信	協働のまちづくり推進室	男女共同参画意識の向上を図るため、市民活動支援センターで情報収集、情報交換、交流の場の提供を行います。	・定期的に団体への情報収集（取材）や情報発信（ホームページへの掲載、メルマガの発行）を行います。 ・市民活動に取り組む団体や個人から提供のあったポスターやパンフレット等について、センター内の情報発信コーナーに掲示また展示を行います。	①	A
					②	A
					③	A
8	働く場における男女共同参画意識の普及啓発	商工経済室	関係機関と連携して、女性活躍推進法などの普及啓発や男女共同参画を進めている企業の事例紹介など、事業所への啓発を進めます。	関係機関との連携において、チラシの設置等を通じ、事業所への意識啓発に取り組みます。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
9	男女平等教育・保育の充実	保育幼稚園室	家庭支援推進 保育士と人権・同和教育推進教諭が中心となって、幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるよう、男女平等保育・教育を進めます。	・絵本や歌・ゲーム等のあそびを通して、男女平等教育・保育を進め、仲間づくりや自尊感情を大切にしたい関わりを行います。 ・生活や遊びの中で発生したぶつかり合いやトラブル等の機会をとらえ、お互いを尊重し合うことの大切さに気づくよう教育・保育を進めます。 ・男女平等を意識し、仲間づくりや自尊感情を大切にしたい教育・保育を進めます。	①	A
					②	A
					③	A
		学校教育室	人権教育担当者と道徳教育推進教師が連携して、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間、家庭科、道徳、特別活動などを活用し、男女共同参画・男女平等を視点とした授業を進めます。	・総合的な学習の時間や生活科、家庭科や道徳科、特別活動の時間などを使って男女平等の学習を低学年から学習を積み上げます。 ・性の区別なく、一人ひとりの人格を尊重した幼児教育、保育を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
10	キャリア教育の推進	学校教育室	総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のなかで、男女の性にとらわれず、個性に応じた将来への展望を持たせられるよう、授業を行います。	男女共同参画の視点をとり入れたキャリア教育を推進します。	①	A
					②	A
					③	A
11	進路指導での働きかけ	学校教育室	進路指導のなかで、男女共同参画の視点での将来展望を持たせると同時に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。	保護者に対して、進路説明会や便り等で啓発します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
12	教育・保育関係者への研修の実施	保育幼稚園室	各園の年間研修計画に男女共同参画研修を位置づけ、定期的・継続的に研修を実施します。	・各保育施設の年間計画に基づいて、毎月園内研修を実施します。 男女共同参画研修等、職員の意識の高まりにつながる研修を実施します。	①	A
				・「なばりの人権・同和保育を考える会」を年6回実施し、男女共同参画等の研修を実施します。	②	A
				・外部研修にも積極的に参加します。	③	A
		学校教育室	男女共同参画・男女平等についての校内研修を実施します。	学校教育の現場で男女平等に対する意識改革など、教職員自身の人権感覚を高める研修会を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
13	地域での研修の実施	協働のまちづくり推進室	地域づくり組織主催の研修において、男女共同参画の意識づくりに結びつく講座の開催を働きかけます。	・男の料理教室、各種主催学級や講座の開催を促進します。	①	A
				・一部の地域では、SDGsの視点を取り入れた地域ビジョンの策定し、実現に向けた事業を展開します。	②	A
				③	A	
14	地域活動への参画の推進	文化生涯学習室	男女を問わず、地域活動を始めるきっかけとなる講座やイベントを開催します。	・市民センター等が主催する講座や教室等において、男女問わず地域活動の経験のない人にも参加しやすいメニューや企画を盛り込めるよう担当者の研修や情報交流等を行います。	①	A
				・市民センター等において、男女共同参画に関する講座や教室等を開催します。	②	A
				・地域の各種イベントの企画に男女共同参画の啓発に努めます。 ・市民活動団体や企業と連携し、男の料理教室を継続します。	③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
15	保護者への啓発活動	保育幼稚園室	懇談会や研修会の開催など、保護者を対象とした男女共同参画を推進するための啓発活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者研修会等を開催し、啓発活動を行います。 ・保護者が参加しやすいような時間帯や内容の工夫を行います。 ・定期的に園だよりや啓発文書を発行し、保育内容や行事のお知らせ等をする中で啓発推進につなげます。 ・講演会については関係機関と連絡を取り合い、内容等調整し連携協力を図ります。 	①	A
					②	A
					③	A
15	保護者への啓発活動	学校教育室	研修会や学級懇談会などのPTA活動を通して、保護者への啓発を進めます。	家庭科の単元「家族の生活再発見」や「できるよ、家庭の仕事」の中で、保護者とともに家庭生活における家族の役割について考えたり、学級懇談会などで話し合ったりする機会をもちます。	①	A
					②	A
					③	A
16	国際的協調に関する情報の提供	人権・男女共同参画推進室	国際的協調に関する情報を収集して、市の施策に反映させるとともに、市民への情報発信に努めます。	男女共同参画センターを活用し、男女共同参画に関する国際的な動向に関連した情報の収集と、パンフレット等による情報提供や啓発の実施に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
17	外国人世帯や国際結婚をした世帯への交流支援	健康・子育て支援室	外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が、生活様式や文化、風習が違うことで戸惑いを感じたことなどを語り合う場を設定し、交流を支援します。	こども支援センターかがやきにおいて、国際結婚者を対象に交流の場を提供します。また、ボランティアによる「英語で遊ぼう」の絵本や遊びの時間を設定します。	①	A
					②	A
					③	A
18	国際理解教育の推進	学校教育室	ALT(外国語指導助手)を派遣し、英語科の授業充実と外国語活動の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際理解教育」を進める中で、国際社会の一員としての意識を高め、世界の多様な文化や価値観に触れ、男女共同参画の推進に向けた学習を進めます。 ・ALT(外国語指導助手)を派遣し、国際理解教育及び英語教育を進めます。(小学校3名 中学校2名) 	①	A
					②	A
					③	A

基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の推進

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「女性活躍推進法」の認知度	—	30%	40%	人権・男女共同参画推進室
市における女性の管理職の割合(全体／一般行政職)	全体:27.7% 一般:18.1%	全体:35% 一般:32%	全体:40% 一般:35%	人事研修室
市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	—	40%※	40%	人事研修室
審議会等の女性委員の割合	25.7%	37%	40%以上60%以下	行政改革推進室
女性委員のいない審議会等数	13	0	0	行政改革推進室
小中学校における女性校長の割合	10.5%	増加させる	30%(県)	学校教育室
小中学校における女性教頭の割合	21%	増加させる	30%(県)	学校教育室
「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	20%	30%	人権・男女共同参画推進室
地域における男女共同参画に関する講座等の開催数	—	—	15回	人権・男女共同参画推進室
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合(女性)	27.7%	31%	36%	商工経済室
農業委員定数に占める女性農業委員の割合	13.8%	16%	29%	農林資源室
認定農業者における女性農業者数	3人	4人	4人	農林資源室
防災訓練を実施した地区数【延べ値】	1,254	2,444	3,750	危機管理室
防災講習会の年間開催回数	25回	28回	30回	危機管理室
名張市消防団における女性団員数の割合	—	—	5%	消防総務室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第2次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

※中間目標値のうち、※は名張市特定事業主行動計画に基づく数値目標のため、目標年度は2020(令和2)年度。

具体的施策(項目)	担当室	令和7年度 事前評価			
		事業計画		視点評価	
		施策の内容	取組計画	個別評価	
19 女性職員の活躍推進(推進計画関係)※	人事研修室	女性の視点による新たな発想や価値観を施策などに反映し、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策形成過程に参画できる機会を拡大するとともに、職員一人ひとりの適性に合ったキャリア・アップ支援を進めます。	・主査及び主幹級職員に対して、リーダーとしての立場・役割への認識を深める研修を実施します。 ・管理職を含む先輩職員との情報交換や意見交換の場を設ける等、女性職員のネットワーク形成の構築を図ります。	①	A
			・出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすい女性職員(男性職員も含む)を対象に、キャリア・デザイン等の研修の実施を検討します。	②	A
			・人事異動にあたっては、女性職員が能力を一層発揮できるよう、若いうちから幅広い業務の経験を積めるよう配慮するとともに、政策や方針の決定過程に参画することができるよう、管理職や係長への積極的な登用に努めます。 ・特定事業主行動計画に掲げる課題解決や目標達成に向けて取組を実施していきます。	③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
20	人材の適正配置	人事研修室	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとられない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	・人事及び組織定数に関するヒアリングや自己申告書等により、子育て期職員の状況を把握するとともに、個々の職員の希望や意欲、能力・知識、業務適正等を考慮しながら、限られた人員の効果的、かつ適材適所の人事配置に努めます。	①	A
				・職員採用にあたっては、知識のみに偏らない多面的な人物評価により、人間性を重視した採用を行うことができるよう、試験内容の見直し検討を進めます。	②	A
				・人事評価制度において、能力評価及び業績評価結果を勤勉手当や昇給への反映を行います。	③	A
21	審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	行政・デジタル改革推進室	指針に基づき、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、男女の委員をバランスよく登用するよう働きかけます。	・市の審議会等の委員構成については、条例の実効性を高めるため市独自のチェック機能を持つ選考基準の指針（名張市審議会等の設置及び運営に関する指針）を定め、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、女性・男性それぞれの委員をバランスよく登用します。	①	A
				・各種審議会を託児付きとするよう取り組みます。	②	A
				・実効性を担保するために「名張市審議会等の設置及び運営に関する指針」の運用と並行して、関係団体の代表者又は団体の推薦で委員を選任することが多いため、目標値の達成が難しい状況を踏まえて、指針の存在をアピールできるよう、引き続き検討します。	③	A
22	地域への啓発・支援	人権・男女共同参画推進室	男女共同参画に関する講座や出前トークの活用について周知を行い、地域での意識啓発やポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組を進めるよう働きかけを行います。	・地域づくり組織との情報交換を図り、意識の向上と啓発に努めます。	①	A
				・地域づくり組織への働きかけとともに、女性ロールモデル紹介事業などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図りながら、市民に向けて効果的に情報提供、啓発ができるような仕組みを検討していきます。	②	A
					③	A
23	事業所へのポジティブ・アクションの働きかけ	商工経済室	管理職への女性登用など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の有効性の周知及びその取組への働きかけを行います。	関係機関と連携し、チラシの設置等を通じ、事業者への働きかけを行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
24	PTA活動における女性リーダーの参画への働きかけ	人権・男女共同参画推進室	PTA活動において、女性が役員などリーダーとして参画しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	男女共同参画ハンドブックを多方面に配布していきます。	①	A
					②	A
					③	A
25	女性の参画拡大に向けた地域活動団体への働きかけ	協働のまちづくり推進室	「名張ゆめづくり協働塾」の開催などを通じて、男女を問わず、多くの人が地域の活動などに参加しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	「ゆめづくり協働塾」などの研修会をはじめ、各種講座やサロン、広場事業、支え合い活動、健康づくりや介護予防などの男女が参加しやすい事業を展開します。	①	A
					②	A
					③	A
26	講座や学習機会の提供による人材育成	人権・男女共同参画推進室	女性が地域での方針決定の場に参画し、責任を担うことができるよう、各種講座や研修会などの学習機会を提供し、人材育成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のエンパワーメント（能力開花・権限移譲）向上につながる機会を提供します。 ・「つうしん」の編集員を募り、地域における男女共同参画推進の関係者づくりに取り組みます。 	①	A
					②	A
					③	A
27	研修会の開催や運営ボランティアの育成による人材育成	協働のまちづくり推進室	「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、男女を問わず多くの人が地域の活動などに参加できるよう人材育成を行うとともに、地域での研修会の運営ボランティアを育成します。	ゆめづくり協働塾など人材研修会、美化活動や防災訓練などから男女や若者でも気軽に地域づくりやボランティアに関心を持ち、参加できる事業を行います。	①	A
					②	A
					③	A
28	企業訪問などによる各種制度の周知・啓発	人権・男女共同参画推進室	関係機関との連携による企業訪問の実施や出前トークなどにより、男女雇用機会均等法や育児休業法などの周知・啓発を行います。	毎年秋に実施している名張市・人権同和教育推進協議会の企業訪問などの機会を捉えて、男女共同参画ハンドブックを配布するなど、啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
29	事業所アンケート調査の実施	人権・男女共同参画推進室	事業所へのアンケート調査を定期的に実施するとともに、調査結果をもとに施策への反映に努めます。	・昨年度実施の調査結果に基づいて啓発を進めます。 ・次回の事業所アンケート調査に向けて他市の状況も調査・検討します。	①	A
					②	A
					③	A
30	事業所・市民への情報提供	商工経済室	事業所・市民への女性活躍推進法など労働に関する法律制度の情報提供や、国・県が開催するセミナーへの参加を促すなどの取組を行います。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、事業所・市民へ情報提供を行います。	①	A
					②	A
					③	A
31	労働相談窓口の周知	商工経済室	労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。	チラシを設置するとともに、相談があった際には、三重県の労働相談室や三重労働局の総合労働相談コーナー等へ繋ぐなど、労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
32	就業条件向上の啓発	商工経済室	パートタイマー・派遣労働者など、非正規雇用の就業条件の向上について、事業所・市民への啓発を行います。	関係機関と連携し、チラシの設置等を通じ、事業所・市民へ啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
33	若者への就労支援	商工経済室	いが若者サポートステーションと連携し、若者の就労に向けた支援を行います。	チラシを設置するとともに、相談があった際には、いが若者サポートステーションやおしごと広場みえの窓口へ繋ぐなど、関係機関と連携し支援を行います。また、商工会議所等と連携し合同企業説明会を開催します。	①	A
					②	A
					③	A
34	女性農業委員の複数確保	農業委員会	女性農業委員の継続確保及び増加を図ります。	農業に従事している女性農業者が極めて少ない為、市長部局と協力し女性農業経営者の育成を図ります。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
35	農林業・商工業などの女性従事者への意識啓発・支援	農林資源室	農林業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるように、意識啓発やエンパワメントのための支援に取り組みます。	<p>・女性が安全で快適に農林業に就業できるよう、作業の安全の推進、労働軽減技術の確立、労働時間の適正化、労働環境の点検、整備、休日の取得等の推進を図ります。</p> <p>・さまざまな機会を捉えて、女性の地域活動等への参画意識の向上に向けた啓発を行います。</p>	①	A
					②	A
					③	A
		農工経済室	商工業など自営業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるように、意識啓発やエンパワメントのための支援に取り組みます。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、自営業に従事している女性等への意識啓発・支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
36	女性リーダーの育成支援	農工経済室	事業所に対し、女性管理職の登用を働きかけるとともに、女性の意識改革に向けた研修会の開催を働きかけます。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、事業所に対し啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
37	創業のための支援	農工経済室	女性の創業成功事例を紹介するなど、潜在的な創業意識を掘り起こす取組を進めるとともに、創業希望者に対する専門家による支援などを実施します。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、意識啓発を行います。また、商工会議所との共催により、創業セミナーを開催します。	①	A
					②	A
					③	A
38	就業相談・就労支援	農工経済室	ハローワーク、県などが実施している女性のための相談窓口の周知など、女性の就業相談や就労支援に努めます。	商工会議所等と連携し、合同企業説明会を開催します。また、三重県産業支援センターとの共催により、女性の安定的な就職につなげることを目的にセミナーを開催します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
39	再就職への支援	商工経済室	再就職への支援のための講座・セミナーの受講を働きかけるとともに、技術取得や能力開発支援に関する情報提供を行います。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、技術取得や能力開発支援に関する情報提供を行います。また、産業雇用安定センターと連携し、再就職のための相談会を開催します。	①	A
					②	A
					③	A
40	女性リーダーの育成による地域共助力の強化	危機管理室	防災意識の高揚と女性リーダーの育成のため、地域での防災訓練を継続実施し、地域共助力の強化を図ります。	・名張市総合防災訓練では、女性のほか高齢者など、避難等に支援を必要とする方の積極的な参加を求め、多様な視点に立った訓練を行います。 ・女性リーダーが少ない状況であり、防災への女性の参画の必要性を訴えていきます。	①	A
					②	A
					③	A
41	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	危機管理室	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	防災は、従来から女性の参画が少ない分野であると考えられます。防災への女性の参画の必要性を訴えながら、名張市地域防災計画を策定する名張市防災会議委員として女性委員を登用します。	①	A
					②	A
					③	A
		消防総務室	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	三重県青年・女性消防団員研修・交流会や伊賀支会女性団員研修・交流会、伊賀支会災害能力向上研修など様々な機会を通じて女性リーダーの養成を図ります。また、応急手当指導員の養成を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
42	男女共同参画の視点に立った防災・避難所運営体制の確立	危機管理室	男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の開設・運営ができる体制を確立するとともに、防災講習会などを通じて市民に啓発します。	・男女共同参画、要配慮者等多様な視点に配慮した「名張市避難所開設・運営基本マニュアル」をもとに、地域が主体となって実施する防災訓練時や、防災講演会、出前トーク等の機会を通じた啓発を行います。 ・防災への女性の視点及び参画の必要性を訴えていきます。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
43	地域防災活動への女性の参画促進	危機管理室	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	地域を対象とした防災講演会や出前トーク等を実施し、女性ならではの視点を取り入れた地域防災や、地域共助力をテーマとした啓発を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
		消防総務室	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	地域イベントにおいて啓発を行っていきます。また、総合防災訓練や、地域における訓練への参加を促進します。	①	A
					②	A
					③	A

基本目標 III 家庭生活と社会活動の両立支援

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026 (R8)	担当室
市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率	54.5%	100%※	100%	人事研修室
市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	3人	5人	人事研修室
市の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	248時間	200時間※	180時間	人事研修室
市の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数	10.5日	15日※	15日	人事研修室
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されている と思う市民の割合	27.4%	31%	34%	商工経済室
待機児童数(4月時点)	27人	0	0	保育幼稚園室
市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口などの子育て 支援施策に満足しているとした市民の割合	52.7%	63.5%	70%	保育幼稚園室
生活保護を受けている割合(保護率)	0.75%	0.7%	0.7%	生活支援室
有償ボランティア等による住民同士の支え合い組織を整 備した地域づくり組織の数	6地域	15地域	15地域	医療福祉総務室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第2次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

※中間目標値のうち、※は名張市特定事業主行動計画に基づく数値目標のため、目標年度は2020(令和2)年度。

具体的施策(項目)		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
44	家事・子育て などへの男性 の参画促進	人権・男女共同参画推 進室	市民活動団体 や関係機関と協 働して、料理や 家事・子育てな ど、家庭内にお ける固定的な性 別役割分担意 識の見直しにつ ながる講座など を開催します。	男女共同参画ハンドブックを広く 配布・活用し、市の各部局や地域 と連携しながら効果的な意識啓発 を促します。	①	A
					②	A
					③	A
	家事・子育て などへの男性 の参画促進	健康・子育て支援室	父親のための子 育て広場を開催 し、子育ての話 をしたり、親子で 遊んだりできる 父親たちの交流 の場などを提供 します。	・こども支援センターかがやきに おいて、父親のための土曜子育 て広場(サタババ広場)を実施し、 交流や情報提供に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
45	家事・子育て・ 介護に関する 情報提供と相 談支援体制の 充実	地域包括支援センター	支援が必要な高 齢者や障害者に 早期に関わり、 適切な介護予防 や必要な支援に つなげるなどの 情報提供と、介 護など相談支援 体制の充実を図 ります。	・15地域で初期相談に応じる「ま ちの保健室」において、様々な福 祉ニーズ等に応えるため、人員体 制の強化を行うとともに、相談対 応機能の強化と部署内の支援連 携を図るため、研修の実施と職員 の相談技術向上に努めます。 ・多様な福祉ニーズに対応するた め、社会的処方考え方を活用し た人材育成研修の実施により、専 門職や専門職に相談をつなぐ住 民向けの相談支援体制の質の向 上に努めます。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
46	事業所への啓発	人権・男女共同参画推進室	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通じて、事業所などへワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	<p>・毎年秋に実施している名張市・人権同和教育推進協議会の企業訪問などの機会を捉えて、男女共同参画ハンドブックを配布するなど、啓発を行います。</p> <p>・「イクボス宣言」や「みえのイクボス同盟」への加入を事業所に呼びかけます。</p>	①	A
					②	A
					③	A
47	育児休業制度などを導入している事業者への優遇	契約検査室	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	例年6月1日に、市内本店の建設工事業者の格付けを行うにあたり、育児介護休業制度を導入している業者へ加点を行うために、4月下旬より市ホームページ上で周知を行う。	①	A
					②	A
					③	A
48	出産・子育てがしやすい環境の整備	人事研修室	男女がともに支え合い、安心して出産・育児を行い、円滑に職場復帰した後、仕事と子育ての両立ができるよう、職場としてのサポート体制の確立と支援制度の充実を目指します。	<p>・男性職員の育児休暇所得促進等、職場における出産・子育てのための支援制度を活用しやすい雰囲気づくりや、特に子どもが生まれた家庭の男性への制度周知や管理職への配慮依頼など、男性が子育てに関する休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	①	A
					②	A
					③	A
49	ワーク・ライフ・バランスの推進	人事研修室	職員が、それぞれのライフステージにあったワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働けるよう、支援制度などの活用を促進するとともに、職員の意識・職場風土の醸成や働き方の改革など、仕事と生活の両立のための環境づくりを進めます。	<p>・超過勤務の状況の周知や超過勤務者に対する産業医による面接指導の実施など、超過勤務の是正に向けた取組を進めます。</p> <p>・休暇計画表を活用し、年次有給休暇の取得率向上を進めます。</p>	①	A
					②	A
					③	A
50	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しなどの啓発	商工経済室	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、時間外労働の是正やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、制度紹介などの啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
51	「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度の周知	商工経済室	県の「男女がいきいきと働いている企業表彰・認証制度」などの周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	「男女がいきいきと働いている企業表彰・認証制度」は、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度に変更となりました。 関係機関と連携し、チラシを設置するなど、制度の周知に努め、働きやすい職場づくりを働きかけます。	①	A
					②	A
					③	A
52	「事業主行動計画」策定の啓発	商工経済室	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、情報提供を行います。	①	A
					②	A
					③	A
53	名張版ネウボラの推進	健康・子育て支援室	妊娠中から継続的に身近なところで相談を受け、支援ができるよう、医療機関や地域づくり組織、子育て支援機関など多様な主体と連携して、子育て支援を行います。	・地域と共に、チャイルドパートナー（まちの保健室）や母子保健コーディネーター（保健師・助産師）、こども支援センター、マイ保育ステーション、保育所等が連携し、妊娠中から出産・育児まで継続的に相談支援を行い、保健・福祉のサービスと利用者、人と人、人と地域を結びつけ、全ての妊産婦や乳幼児の保護者に対する伴走型の予防的支援ができる環境を整えます。 ・妊娠前からの教育、妊娠中からの相談・支援、産後直後の心身のケアができる体制を医療機関・地域づくり組織等多様な主体によって整備します。	①	A
					②	A
					③	A
54	相談体制の充実（子ども相談、家庭児童相談、女性相談）	子ども家庭室	子どもの権利の保障を含め、子どもからの相談、家庭における児童養育や育児などの相談、女性のDVなどの相談に対処するため、相談員の確保と資質の向上に努めます。	相談技術向上のために研修等への積極的な参加を促します。	①	A
					②	A
					③	A
55	待機児童の解消	保育幼稚園室	就職フェア等の保育士の確保策を講じるとともに、既存の施設や制度を活用し、待機児童の解消に取り組みます。	・待機児童の解消に向けて適切な入所調整を行います。 ・保育士等の人材確保を図るため、保育士、給食調理員、看護師等の求職情報については、近隣の大学や養成校に訪問し情報提供するとともに、ホームページやSNS、広報、ポスター掲示等で情報発信し、名張市のPRや施設紹介を兼ねた内容として名張市内の保育施設等と連携し周知します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
56	多様な保育ニーズへの対応	保育幼稚園室	<p>保護者が働きやすい環境を整えるため、休日保育や延長保育、障害児保育を実施するとともに、一時的な保育需要に対しては、一時預かりを実施します。また、病気により集団生活や家庭での保育が困難な場合は、病児・病後児保育を行います。</p>	<p>・休日保育や延長保育、一時預かり、病児・病後児保育を実施し、保護者が必要なサービスを利用できるようにホームページやチラシ等で事業内容の周知を図ります。</p>	①	A
				<p>・一時預かり保育については引き続き6か月からの受入れについて調整していきます。</p>	②	A
				<p>・全ての家庭に対して様々なライフスタイルを問わず支援するために「こども誰でも通園」の実施に向けて、検討を進めると共にや実施制度を整えます。</p>	③	A
57	発達支援の推進	子ども発達支援センター	<p>家族相談・発達支援教室・5歳児健康診査、個別乳幼児特別支援事業などを実施し、発達に課題のある子どもとその家族等への支援を関係機関と連携して行います。</p>	<p>・発達支援に関する保護者や市民対象の研修会は、開催時間帯や回数、曜日、託児などに配慮し開催します。</p>	①	A
				<p>・運営委員（個別乳幼児特別支援事業運営委員会、子ども発達支援センター運営協議会）の任期が令和8年3月31日で満了するにあたり、次年度の委員委嘱の準備として、できる限り性別に偏りが生じない方策を検討します。</p>	②	A
				<p>・啓発チラシやポスターを作成する際には、性別に基づく固定概念に捉われないよう配慮します。</p>	③	A
58	家庭教育連続講座の充実	教育センター	<p>家庭教育などをテーマとした保護者向けの市民参加型連続講座を、託児の環境を整えて実施します。</p>	<p>・講座名を「楽しむ子育て講座」とし、連続または各回気軽に参加できるよう工夫します。</p>	①	A
				<p>・年間5回の講座を実施し、子育てに関して、講師の講話を聞き、グループでの意見交換を行った後、全体での意見交流を行います。</p>	②	A
				<p>・家庭教育の充実をめざし、教育センターで実施している本講座を周知するために、ホームページや市公式ラインを活用したり、市内小中学校・保育・幼稚園・認定こども園や学童保育指導員へのラインを活用します。また広報なばりに掲載したり、市民センターやまちの保健室等にチラシを配布したりして、広く周知を行い、多くの方に参加してもらえるよう努めます。</p>	③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
59	豊かな子育て研修講座の充実	教育センター	発達に課題がある子どもの理解や育ちをサポートするための研修会を、託児の環境を整えて実施します。	・講師を招聘し、育てにくさを感じる子どもの理解と対応や豊かな子育てについて2回の研修講座を実施します。	① A	
				・オンラインで受講が可能になるよう環境整備を行います。可能な講座については、YouTube配信による受講を募り、学習の窓口を広めます。		② A
				・家庭教育への男性の参画の必要性を訴えながら、案内文書や開催日時の設定など、男性の参加を促す方策を検討していきます。		
・多くの方に参加してもらえるように、ホームページや市公式ラインを活用したり、市内小中学校、保育・幼稚園・認定こども園や、学童保育指導員のラインを活用します。また、広報なばりに掲載したり、市民センターやまちの保健室等にチラシを配布したりして、広く周知を行います。	③ A					
60	教育よろず相談の充実	教育センター	子どもに関する悩み、子育てに関する悩みなど、教育に関するさまざまな相談体制の充実を図ります。	・教育専門員及びスクールソーシャルワーカーによる電話相談及び来室相談を月曜日から金曜日まで行います。	① A	
				・市内小中学校への定期訪問を、1学期、2学期に2回実施し、懸案事項などを聴き取り、学校支援を行っていきます。		② A
				・学校を取り巻く課題が複雑化する中で、スクールソーシャルワーカーが、教育、福祉、医療等をつなぎ多角的な視野をもって、取組を進めます。		
61	24時間365日の小児二次救急の実施	市立病院 総務企画室	関西医科大学小児科などの協力のもと、引き続き小児救急医療センターによる24時間365日の小児二次救急を実施します。	市立病院は令和7年10月に経営形態が地方独立行政法人となりますが、市の中期目標に従い、関西医科大学小児科学教室等の協力のもと小児科常勤医師を確保し、小児医療及び、「小児救急医療センター」による24時間365日の小児二次救急を継続して実施します。	① A	
				② A		
				③ A		
62	産科開設のための取組	市立病院 総務企画室	産科開設のため、医師や医療技術者の確保をはじめ、分娩設備や専用病床の整備に努めます。	市立病院は令和7年10月に経営形態が地方独立行政法人となります。産科や婦人科の設置については、市が作成する中期目標に基づき、法人が作成する中期計画で方向性等を定めます。	① A	
				② A		
				③ A		
63	放課後児童クラブの充実	子ども家庭室	学校、家庭、地域との連携を強化し、放課後児童クラブの施設の拡充や運営の充実を図ります。	・利用児童が増加しているクラブや夏休み等長期休暇期間中の児童の受入れについて、保育スペースの確保のために学校や地域へ働きかけを行います。	① A	
				② A		
				③ A		

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
64	子育て広場の充実	健康・子育て支援室	地域の子育て広場などで交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師などによる相談や情報提供を行います。	・地域の子育て広場やこども支援センターかがやき、マイ保育ステーション、保育所・認定こども園等のなかよし広場などで交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師などによる相談や情報提供を行います。 ・こども支援センターかがやきにおいて、父親のための土曜子育て広場（サタパパ広場）を実施し、交流や情報提供に努めます。	①	A
				②	A	
				③	A	
65	子育てサークルの育成・支援	健康・子育て支援室	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル連絡協議会と連携し、サークル活動を支援します。	日頃から、子育てサークルの動向を注視し、事業への協力など必要な支援を行います。	①	A
				②	A	
				③	A	
66	子育て支援員・子育て支援ボランティアの養成・活用	健康・子育て支援室	子育て支援員研修を実施し、子育て支援員や子育て支援ボランティアを養成することにより、地域の子育て広場やファミリー・サポート・センター事業を通じて子育てを支援します。	・子育て支援員研修を実施し、子育て支援員やボランティアの養成の充実と増員を図り、ファミリーサポート事業の充実や子育て支援活動の推進を図ります。 ・子育て支援員研修修了者については、小規模保育、保育所朝夕パートなどの就労に繋げるほか、子育て支援ボランティアとしてかがやき事業やマイ保育ステーション事業、健康・子育て支援室の事業への協力に繋げるなど、充実を図ります。	①	A
				②	A	
				③	A	
67	子どもを守る取組	文化生涯学習室	犯罪や事故などから子どもを守るため、地域での仕組みづくりを進め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上に取り組めます。	青少年育成推進員、青少年育成市民会議及び関係団体・機関との協働により、「名張少年サポートふれあい隊」を組織し、年間を通じて街頭パトロールを中心に、街頭での愛の一声運動、青少年の非行防止、不審者対策、危険箇所対策の取組を行います。	①	A
				②	A	
				③	A	
68	子どもの居場所づくり	文化生涯学習室	休日や放課後の小中学生の活動拠点（居場所）づくりを推進するため、市・学校・地域が連携して放課後子ども教室を実施します。	・週末（土曜日、日曜日）や平日の放課後に、子ども達が安全に安心して活動できる居場所を作り、並びに体験活動を行います。 ・異年齢の交流や、地域の方々とのふれあいを通して、子ども達の健全育成を図ります。	①	A
				②	A	
				③	A	

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
69	ボランティア活動への参加	文化生涯学習室	ジュニアリーダー養成講座の開催やKidsサポータークラブの活動を通じて、青少年の地域ボランティア活動への参加を促進します。	青少年育成市民会議と協働で、小学6年生から中高生を対象としたジュニアリーダー養成講座を開催するとともに、講座修了者を中心に組織されたkidsサポータークラブのボランティア活動を支援します。	①	A
					②	A
					③	A
70	地域での家庭教育講座の推進	教育センター	子育てに対する保護者の不安や悩みに対応する相談体制の一環として、地域に出向いて家庭教育講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校(PTA)や市民センターとの連携を図り、子育て支援研修の充実を図っていきます。 ・家庭教育スタッフの養成講座を開催し、力量を高めていきます。 ・家庭教育講座のDVDを作成・貸し出しを行い、研修会の充実を図っていきます。 	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
71	生活困窮世帯の自立支援	生活支援室	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・子どもへの学習支援などを行い、自立を促します。	・生活困窮者自立支援事業を委託している社会福祉協議会と連携し、生活に困窮している世帯に対する切れ目ない支援に取り組めます。	①	A
				・生活困窮者自立支援事業での学習支援については対象者を生活保護世帯の小学生高学年から中学3年生までの生徒を対象として実施しており、今後も事業継続していきます。	②	A
					③	A
72	生活保護世帯の自立支援	生活支援室	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援などを行い、自立を促します。	生活保護者への支援については、きめ細やかな支援を実施するとともに生活保護からの早期離脱を目指すため積極的な就労支援に努め、常に保護者に寄り添った伴走型の支援を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
73	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	子ども家庭室	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援など総合的な自立支援を行うとともに、児童への学習支援を行います。	・経済的自立に有利な資格取得に向けて、高等職業訓練促進給付金等の支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
74	ひとり親家庭相談事業の充実	子ども家庭室	母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	ひとり親家庭等の個々の生活や子育て状況に応じ福祉制度等に係る情報提供や助言、更に就業支援を含め、関連機関との緊密な連携を図りながら、自立・就業に向けて支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
75	地域支え合い事業の推進	医療福祉総務室	支援を必要とする人が抱える生活課題に対するサービス提供を行う有償ボランティア組織の立上げ支援及び充実を図ります。	・誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、既存の有償ボランティア組織への支援に引き続き取り組みます。	①	A
				・既存組織の後継者問題などについて、持続可能な取組を一緒に検討していきます。	②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
76	地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センター	高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアシステムにより、介護、医療、生活支援などの包括的な支援・サービスを提供します。	・高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、地域生活に関する相談体制と民生委員・児童委員をはじめとする地域資源のネットワークの充実を図ります。	①	A
				・制度間の切れ目によるサービスの低下による生活への支障が現れないよう、重層的支援体制整備と地域福祉教育総合支援ネットワークの強化に努めます。	②	A
					③	A
77	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害福祉室	障害者が地域の中でともに暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	「第六次障害者福祉計画」や「第7期障害福祉計画」の推進方針に基づき、障害者の自立支援や地域移行、障害者雇用の促進並びに就労支援体制の充実、相談支援体制の充実等の計画を推進します。	①	A
					②	A
					③	A
78	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域包括支援センター	地域における介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸を図っていきます。また、地域住民の自助・互助の意識を醸成していくために、生活支援コーディネーターを配置します。	・地域のまちじゅう元気リーダーを中心とした介護予防、健康づくりの活動を推進してまいります。また、それら地域支援を担う職員や住民が地域課題を共有できる機会の創出と質の向上をめざした研修等の実施をします。	①	A
				・生活支援コーディネーターとともに有償ボランティア等地域の活動への支援と横の連携を図るとともに、地域資源の共有が支援の担い手同士や住民が活用でき、資源の創出につながるような情報共有システムの活用の工夫に努めます。		
				・地域の介護予防活動への参加状況についての分析結果をサロン等地域の通いの場の担い手や民生児童委員等に共有（特に男性の参加や高齢世帯の方）し、参加促進のための工夫を地域担当保健師やまちの保健室と一緒に検討できるように図ります。		
			・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」では、身体的フレイルや低栄養のリスクのある方を対象とした運動器機能向上や低栄養改善に向けた取組を強化し、また「一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）」では、官民連携による介護予防の通いの場の創出に向けた取組を進めます。	②	A	
				③	A	

基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「男女共同参画センター」の認知度	29.6%	60%	100%	人権・男女共同参画推進室
「DV防止法」の認知度	71.2%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
セクハラ防止対策をしている事業所の割合	73.1%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の認知度	3.2%	10%	20%	人権・男女共同参画推進室
健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	80.3%	84%	85%	健康・子育て支援室
朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:85.3% 中:85.3%	小:97% 中:97%	97%	学校教育室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第2次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

具体的施策(項目)	担当室	令和7年度 事前評価			
		事業計画		視点評価	
		施策の内容	取組計画	個別評価	
79 性別による差別的な扱いの根絶に向けた啓発	人権・男女共同参画推進室	性別による差別的扱いが人権侵害であることを市民が理解するとともに、自らの課題としてその根絶に向けて取り組めるよう、講座・学習会の実施、市広報などを通じた情報発信、資料作成など啓発を進めます。	男女共同参画の考え方の周知をはじめとして、性別による差別的扱いの根絶に向けて、さまざまな手段を通じて、周知、啓発に努めます。	①	A
				②	A
				③	A
80 性的マイノリティについての理解の促進	人権・男女共同参画推進室	性的マイノリティの現状と課題、今後の方策についての理解が深まるよう、関係機関・室と連携して、職員研修や地域での人権学習会のテーマとして取り上げるとともに、リーフレット作成など啓発を進めます。	性的マイノリティの理解を促進するため、さまざまな手段を通じて、周知、啓発に努めます。	①	A
				②	A
				③	A
81 情報発信における人権への配慮とメディア・リテラシー向上に向けた啓発	人権・男女共同参画推進室	市の情報発信における男女の人権への配慮と、市民へのメディア・リテラシーを高めるための啓発に努めます。	ホームページや男女共同参画つうしんなどへの掲載時に表現、イラスト等配慮するとともに、他部署に向けて配慮するよう啓発を行います。	①	A
				②	A
				③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
82	広報なびりなどの紙面づくりの配慮	広報シティプロモーション推進室	人権や男女共同参画に配慮した紙面づくり、ウェブページづくりに努めます。	人権・男女共同参画推進室と連携して、より多様な視点から男女共同参画推進に資する情報を発信していきます。	①	A
					②	A
					③	A
83	有害環境の浄化やメディア・リテラシー向上に向けた啓発	文化生涯学習室	成人向け図書の適正な販売やインターネットの適正利用の啓発を行うとともに、青少年へのメディア・リテラシーを高めるための研修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、市内4箇所（赤目・名張・桔梗が丘・美旗）の駅前に設置された有害図書回収箱から有害図書を回収します。 ・市内のゲームセンター、カラオケボックス、大型小売店舗への巡回指導をし、有害環境の浄化活動を行います。 	①	A
					②	A
					③	A
84	メディア・リテラシー教育の推進	学校教育室	小中学校の情報教育担当者を中心として、メディア・リテラシー教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育推進委員会の内容を充実させます。 ・情報教育の研修会や指導主事の学校訪問を通し、子どもたちが適切に情報を活用できる指導について、教職員の指導力向上を図ります。 	①	A
					②	A
					③	A
85	男女共同参画に関する相談及び苦情に対する適切な対応	人権・男女共同参画推進室	相談及び苦情の申出に対し、必要に応じて男女共同参画専門員の意見を聴くなど、適切に対応します。	相談及び苦情があった際には、男女共同参画専門員に相談を仰ぎます。	①	A
					②	A
					③	A
86	女性弁護士相談の実施	人権・男女共同参画推進室	人権侵害などに適切に対応するため、女性弁護士による法律相談を実施します。	女性弁護士による法律相談を、男女共同参画センターで毎月1回実施します。	①	A
					②	A
					③	A
87	DV防止に向けた意識啓発	人権・男女共同参画推進室	DVを防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通して意識啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動期間等にDV防止について啓発物品の配布などにより啓発します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
88	要保護児童対策及びDV対策地域協議会による関係機関の連携	子ども家庭室	配偶者暴力相談支援センターや警察など、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の構成機関(者)との連携を図るとともに、女性相談員の資質向上に努め、DV対策の対応力を強化します。	・協議会における関係機関(者)と定期的に情報共有を行います。 ・相談技術向上のために研修等への積極的な参加を促します。	①	A
					②	A
					③	A
89	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づく適切な対応	子ども家庭室	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、DV被害者などへの早急な対応や自立支援などを行います。	情報の把握に努め、警察、配偶者暴力相談支援センター等と迅速に連絡を取ることで、安全な女性保護対応と自立に向けた支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
90	あらゆる暴力防止のための意識啓発	人権・男女共同参画推進室	セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる暴力を防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通じて意識啓発を行います。	各イベント時に啓発冊子を配布職員向けに研修を実施するなど、啓発に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
91	職員へのハラスメントについての研修・相談窓口の充実	人事研修室	セクシュアルハラスメントなどの防止のため、研修の充実および相談窓口の周知を図ります。	・本市におけるハラスメントの防止及び排除のための措置及び体制を強化し、より実効性のあるものにするために、「名張市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」及び「基本方針」に基づき、職員を対象としたハラスメント防止のための研修を実施します。 ・ハラスメント相談窓口の案内・周知を、職員ポータルサイト掲示板や研修機会において行います。	①	A
					②	A
					③	A
92	事業所へのハラスメントの啓発	商工経済室	事業所に対して、セクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発活動を行います。	関係機関と連携し、チラシを設置するなど、事業所に対する啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
93	教育現場のハラスメントの防止	学校教育室	教育現場におけるセクシュアルハラスメントなどを防止するため、教職員への研修と児童・生徒を含めた相談体制の充実を図ります。	・各小中学校において教職員の意識改革のための研修を実施します。	①	A
				・各小中学校の校務分掌への教育相談を位置づけます。(19校)	②	A
					③	A
94	市職員への心身の健康づくり支援	人事研修室	健康診断結果をもとにした保健師による健康相談や、メンタルヘルス研修を実施します。	・健康管理やメンタルヘルスに関する研修の実施、保健師との連携による生活習慣病予防対策や相談体制の充実を図ります。	①	A
				・長期傷病休暇中の職員の円滑な職場復帰のための支援(職場復帰プログラム)を行います。		
				・職員のストレスの状況について検査し、自らのストレスの状況について気付きを促し、ストレスを低減させるため、ストレスチェックを実施します。		
95	男女の生涯にわたる健康の保持	健康・子育て支援室	地域づくり組織やまちの保健室などと連携し、身近なところで健康づくりや健康状況に応じた健康情報の提供を行うとともに、健康被害(喫煙、飲酒、薬物)の防止に努めます。	・超過勤務が月100時間、2～6か月連続80時間を超える職員に対して、産業医による面接指導を実施します。	②	A
				・健康診断結果にて再検査が必要な職員に対して、再検査受診を促す取組を実施します。合わせて、所属長に対して、所属職員への声掛けなど再受診しやすい職場となるよう啓発を行います。		
95	男女の生涯にわたる健康の保持	健康・子育て支援室	地域づくり組織やまちの保健室などと連携し、身近なところで健康づくりや健康状況に応じた健康情報の提供を行うとともに、健康被害(喫煙、飲酒、薬物)の防止に努めます。	地域づくり組織やまちの保健室と連携しながら、各市民センターやサロン等で健康に関する情報提供を行います。	③	A
				保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校等と連携した健康教育の実施と啓発を行います。		

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
96	性と生殖に関する健康・権利の意識啓発	健康・子育て支援室	<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の意識啓発と情報提供を行うとともに、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、経済的な理由により生理用品を購入することが困難である「生理の貧困」問題についても、健康的な生活が守られるよう体制整備を行います。</p>	<p>・マタニティマークの配布と啓発を行い、妊婦にやさしい環境づくりを目指します。</p> <p>・妊婦健康診査14回分、県外受診が可能な体制整備を図り、健康診査受診の必要性の啓発に努めます。</p> <p>・産婦健康診査2回分、県外受診費用助成事業を実施し、産後うつ等の早期発見・早期支援に取り組みます。</p> <p>・安心して妊娠・出産に望めるよう妊娠中からの相談支援体制と、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の体制を築きます。</p>	①	A
				<p>・特定不妊治療費(先進医療)、一般不妊治療保険提供終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業妊治療、不育症治療等の経済的支援を行います。</p> <p>・妊娠前からの性と生殖に関する正しい知識の普及と健康づくりについて啓発を行います。</p>	②	A
				<p>・中学校等において性と生殖の正しい知識を踏まえたライフプラン教育を行います。また、身近な相談場所として「まちの保健室」や市役所が知られるように啓発を行います。</p> <p>・こそだてサポーター養成講座を地域等で実施し、妊産婦や子育てにやさしい風土づくりに取り組みます。</p> <p>・経済的な理由等で、生理用品を入手することが困難な状況にある人に、生理用品を無料で配布します。</p>	③	A
97	性感染症の予防	健康・子育て支援室	<p>性感染症などを予防するため、互いの性を理解し、正しい知識に基づいて行動できるよう、教育や啓発に取り組みます。</p>	<p>小学校・中学校・高校の養護教諭や保健体育担当教諭、学校保健委員会、こども支援センター等と連携しながら、生(性)に関する健康教育を実施します。</p>	①	A
				②	A	
				③	A	

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
98	食育の推進	健康・子育て支援室	食生活改善推進員の育成や資質向上を図るなど、「食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組めます。	食ボランティアの食生活改善推進員や楽食会の活動支援を行い、食育の推進に取り組めます。	①	A
					②	A
					③	A
	学校教育室	発達段階に応じた食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭などによる指導を行うとともに、家庭での食育のあり方などの情報提供を行います。	栄養教諭や食育担当者が中心となり、担任と連携して、子どもたちに食のあり方を指導します。また、発達段階に応じた食のあり方を学び、望ましい食習慣の定着を図るとともに、家庭への啓発を図ります。	①	A	
				②	A	
				③	A	
99	健康教育の推進	健康・子育て支援室	地域と連携して、市民の健康づくりを支援するための環境・仕組づくりに取り組むとともに、地域や小中学校と連携して、健康教育に取り組めます。	各地区担当保健師による地域での健康づくりやフレイル予防の健康教育を実施します。また、小中学校と連携し早期からの生活習慣病予防の啓発に取り組めます。	①	A
					②	A
					③	A
	学校教育室	発達段階に応じた性教育やHIV／エイズ教育、薬物乱用防止などの健康教育を行うとともに、保護者への啓発を行います。	・エイズ等に関わる教育の位置づけの確認を行い、エイズ等に関わる授業実践の評価を行います。 ・性教育及び健康教育を推進します。 ・関係部署や市民活動団体と連携のもと、広報での啓発や研修会を実施します。	①	A	
				②	A	
				③	A	

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
100	誰もがスポーツに参加できる環境づくりと女性指導者の育成	市民スポーツ室	誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、女性指導者の育成を図ります。	誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えるため、既存の総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、地域におけるスポーツ活動拠点づくり並びに地域交流の場を提供し、積極的な地域スポーツ振興に取り組みます。更には、女性が参加しやすい教室の企画のみならず、教室の実施日時に関しても、女性の指導者も参加者も参加しやすいものとなるよう、工夫に取り組みます。	①	A
					②	A
					③	A
101	女性外来開設のための取組	市立病院 総務企画室	女性外来開設のため、医師や医療技術者など女性スタッフの確保に努めます。	市立病院は令和7年10月に経営形態が地方独立行政法人となります。婦人科や女性外来の設置については、市が作成する中期目標に基づき、法人が作成する中期計画で方向性等を定めます。	①	A
					②	A
					③	A
102	性差に応じた相談体制の充実	人権・男女共同参画推進室	性差に応じた相談や、心の健康を保つための相談窓口の周知と充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女それぞれの相談員を配置し、相談しやすい環境づくりに努めます。 ・国・県等が実施している各種相談について情報提供を行います。 	①	A
					②	A
					③	A
103	健康増進事業の実施	健康・子育て支援室	性差に応じた健康診断やがん検診、不妊治療への助成などに取り組むとともに、健康相談を実施します。	武道交流館いきいきにて、託児つきのがん検診を実施し、子育て世代が受診しやすい環境を整えます。	①	A
					②	A
					③	A
104	メンタルヘルスへの支援	健康・子育て支援室	こころの活性化や休養、ストレス対処法などに関する情報や専門機関に関する情報提供を行います。	HPIにて、こころの健康について啓発し、相談場所の情報提供を行います。学校や地域と連携しながら、必要時個別の相談支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	令和7年度 事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
105	自殺予防や産後の育児不安解消への支援	健康・子育て支援室	保健所など関係機関との連携による自殺予防のための講演会の開催や、こんには赤ちゃん訪問などによる産後の育児不安解消への支援に取り組みます。	・保健所と連携して高校での啓発活動を行います。 ・子育て支援員研修やこそだてサポーター養成講座、パパの出産育児準備教室等で、産前産後の心身の変化や支援の必要性を啓発します。	①	A
				・まちの保健室や地域でのつながりづくりにより、身近に相談できる機会を確保し、支援体制の強化を図ります。	②	A
				・産婦健康診査で産後うつ質問票（EPDS）を実施することで、産後うつの早期発見、早期支援を行います。	③	A